

「東京都公立大学法人における業務システム等に関する調査委託」落札者決定基準

「東京都公立大学法人における業務システム等に関する調査委託」に係る落札者決定基準については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) この委託業務の技術的な審査については、東京都公立大学法人における業務システム等に関する調査委託 技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、仕様書に記載している委託内容の必要要件を満たしているかの判断について、以下 2 (2) に基づき付与する点数の判断及び「「東京都公立大学法人における業務システム等に関する調査委託」に関する実施要領」に基づき、入札参加事業者から提出される技術提案書の内容について審査、評価する。

2 落札者決定基準

(1) 落札者の決定方法

ア 落札者は、次に掲げる要件のすべてに該当する入札者のうち、以下 3 に定める評価方法により算出された技術点及び価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 審査に必要な書類の提出がなされ、ヒアリング審査に参加し、ヒアリングに応じていること。ただし、技術提案書の提出内容及びヒアリング内容に虚偽があったとき、ヒアリングに応じなかったとき、又は提出が必須とされた書類の提出が無かったときは技術点を「無効」とする。

(ウ) 審査基準表の評価項目において、大項目 4 以外のいずれの項目においても全採点者の平均点で「0 点」が付いていないこと。

イ アに該当する入札者が二者以上あるときは、速やかに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない当法人の職員がくじを引き、落札者を決定する。

(2) 技術点及び価格点の配点

点数は合計 300 点満点とする。得点の配分は、技術点 200 点及び価格点 100 点とする。なお、技術点の配分内訳は別紙「審査基準表」のとおりとする。

3 技術点及び価格点の評価方法

技術点及び価格点の評価については、次のとおり行うこととする。

- (1) 技術点の評価は、技術提案書及びヒアリングによって行い、その評価基準は、別紙「審査基準表」のとおりとする。

ア 別紙「審査基準表」の評価方法について

技術審査委員会各委員は、別紙「審査基準表」の評価項目ごとに評価し、各配点を満点として採点した点数を付与する。

イ 技術点の得点方法について

技術審査委員会各委員の合計点を平均した点をもってその得点を技術点とする。

- (2) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。

点数化の方法については、次に示す方法による。

「価格点 = 満点の価格点 - (入札価格 / 予定基準価格) × 満点の価格点」

- (3) 技術点及び価格点は、いずれも小数点以下 1 桁までの数値とし、少数点以下 2 桁目は四捨五入する。

審査基準表

審査項目	大項目	評価基準	配点 (例)
1 業務理解・ 執行体制	1-1) 基本方針	・本法人制度の特性および本業務の背景、目的、対象とする業務に関する理解が十分であることが示されているか。 ・本業務の背景、目的等を踏まえて、本業務に対する取組方針が示されているか。	20
	1-2 業務遂行体制	・本業務の実施体制は妥当であるか ・必要な要員が確保されているか ・担当者の業務経験、資格要件は妥当か	15
		・プロジェクト遂行能力は妥当か ・具体性のあるプロジェクト管理手法が採用されているか ・確実に対応可能な実施スケジュールが設定されているか ・プロジェクト責任者の従事率は高いか。または専任か。	15
	1-3 過去の実績	・提示された実績が本業務に資するものとなっているか。	10
2 調査内容・ 調査手法に 関すること	2-1 調査実施 調査結果の報告に おける検証手法	・法人内業務の調査に当たり、主な業務の抽出を行う際の考え方が知見に基づいて適切に示されているか ・業務の全体像について、業務プロセスとフローの整理方法、視覚化の手法が適切に示されているか。	30
	2-2 業務効率化・定型 化のためのあるべき 姿の整理・提案	・業務共通化・定型化のための整理・提案において検証・分析手法について、具体的に示されているか。 ・検証手法が本法人の特性を踏まえているか。 ・プラスアルファの提案があるか。	30
	2-3 情報システム構成の 整理・提案	・業務共通化・定型化されるべき業務を実施するための情報システムの提案について、本法人の特性を踏まえた着眼点として適切であるか。 ・法人全体でのシステムの効率的な活用に向け、マッチングの提案の着眼点が効果的かつ適切に示されているか。 ・プラスアルファの提案があるか。	30
	2-4 ネットワーク基盤・認 証基盤の統合に向 けた整理	・セキュリティレベルの向上・利用者と役割に応じた認証基盤のあり方について、着眼点が適切に示されているか。	20
3 取組姿勢	3-1 作成資料	・提案資料は簡潔で分かりやすい内容か。 ・裏付けとなる根拠が示されているか。	10
	3-2 説明内容	・プレゼンテーション及び質問への回答は、簡潔で分かりやすいか。 ・本業務に対する積極的な姿勢と十分な課題認識が見られるか。 ・ドキュメントの品質の担保は適正に行われているか。またその体制があるか。	15
4 政策的評価項目	4-1 総務部会計管理課 長が別に示す項目	・公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書等において、実雇用率が法定雇用率を上回っているか（障害者雇用状況報告書又はこれに準ずる書類により確認。）。 ・障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達実績があるか（契約書の写し又は注文書の写し及び納品書の写しにより確認。）。	5
合計 200点			200